

# N O K 株 式 会 社

## 1. 会社の概要

- (1) 会社名：NOK株式会社
- (2) 所属部会：関東金属機械部会第2分科会
- (3) 資本金：23,335百万円  
従業員数：3,239名（単体 2007年3月末）
- (4) 営業品目：

オイルシール・Oリング・ガスケット・パッキン・ブーツ・ダイヤフラム等に代表されるシール製品、防振ゴム等の工業用ゴム製品を主力商品とし、グループ会社ではフレキシブル基板、事務機用ゴム製品、化成品、特殊潤滑剤等を製造している。

- (5) 経営理念：

1. 愛情と信頼に基づく人間尊重経営
2. 派閥のない強固な団結による風通しのよい経営
3. 超常識の努力を惜しまない逆境に強い経営
4. 常に夢を求める計画経営

これら経営理念のもと、すべてのステークホルダー（利害関係者）に満足いただける中堅優良企業を目指している。

- (6) CIマーク



1985年の社名改称の際に制定した。本稿ではモノクロで印刷されているが、明るいブルー（下半分）は人の和・明朗さを表し、その上に高い技術水準と新しい分野への逞しい歩みを濃いブルー（上半分）でシンボライズしている。

## 2. 知的財産部門の概要

- (1) 組織上の位置及び名称

「知的財産部」と称し、神奈川県藤沢市の湘南開発センターに拠点がある。全社の技術スタッフ部門である「技術本部」に所属している。



湘南開発センター

- (2) 構成及び人員

管理課、技術契約課、特許課の三課編成で、正社員17名であるが、近年はOBにも応援をいただいている。

- (3) 沿革

1968年に「特許課」が藤沢市のNOK技術研究所内に発足した。その後組織上の変更もあったが、1989年に東京都港区にある本社に移り、1993年には「特許情報部」と部組織になった。1999年に現住所にもどり、同時に現在の「知的財産部」に改称した。

## 3. わが社の知的財産活動

- (1) 知的財産の発掘

NOKは事業部制であり、福島、二本松、静岡、東海、熊本、佐賀、鳥取の各事業場に設計部門が分散しているほか、湘南開発センターに

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

在籍する技術スタッフ部門からも発明が創出される。そこで年度始めに、事業部・本部の部署毎にその年の開発動向を踏まえた提案目標件数を知的財産部と協議立案する。知的財産部の特許課員は自分の担当する部署を定期的に訪問して発明の発掘を行う。とりわけ特許連絡会等で抽出した発明ネタとなる技術は一覧表にして提案書として提出されるまで助言・フォローし、発明をもれなく拾いあげるよう支援を行う。SDI配信においては、予め技術分野や出願人などの検索式と配信先を設定しておき、毎週の新着公報からヒットした案件をネットで配信している。必要な公報については当社の実情に即した独自の分類を付与して、活用しやすいよう工夫をしている。

### (2) 社内の知的財産教育

2005年度から「階層別知財教育」と称して、受講者の知財レベルに応じた技術系社員向け教育プログラムを構築している。対象者層と目標レベルは次のとおりである。

A1…新入社員。「特許権（知的財産権）の重要性を認識する。」

A2…入社2～4年目。「先行技術と対比して自分の発明を把握し、『発明提案書』が書ける。」

A3…5年目以降。「知的財産権に関する総合的な知識を習得し、自社技術の出願と権利化ならびに他社出願の権利化阻止に活用できる。」

B…係長クラス。「特許情報から技術動向が確認でき、有効な出願に結びつける。」

C…課長クラス。「知的財産権の重要性を十分に理解し、権利取得および侵害回避に向けた施策が遂行できる。権利行使、侵害問題解決ならびに技術契約上の処理を円滑に推進できる。」教育は講義と演習を織り交ぜて効果をあげているが、当社製品に即した演習事例を採用し、かつ機械系と化学系にクラス分けして演習を行うなど、単なる知識の詰め込みに終わらない工夫をしている。また受講者アンケートや講師（知財

部員）の所感をもとにテキストを見直し、常に内容の充実を期している。

### (3) 模倣品対策

当社製品においては、他の日本企業と同様に、中国をはじめとする東南アジアで商標権を侵害した模倣オイルシールが流通している。従来は有効な対策がとれなかったが、近年になって知財協や自動車部品工業会で情報交換させていただき、まずは製造元を叩くという考え方で監督官庁による摘発等、少しずつ対応がとれるようになってきた。しかし、緒についたばかりであり、粘り強く対策をとってゆく必要がある。

### (4) グループ会社の知財管理

当社のグループ会社であるイーグル工業株式会社、日本メクトロン株式会社、シンジーテック株式会社は、製品技術や事業分野の違いもあり、各々が独立した知財部門を持っている。しかし、職務発明制度、社員知財教育、特許公報検索ツールなど協力可能な項目も多いので、年数回の連絡会を開催して互いの知財情報を提供しあっている。2005年度に職務発明規程を改訂した際にはグループ会社共同で案を練り、同一の規程を制定した。最近では「先使用権立証の証拠確保ガイドライン」を共同で作成した。

## 4. 今後の計画

(1) 「階層別知財教育」の教育プログラムを完成させるとともに、技術系社員は個人毎に受講履歴を残して、受講漏れのないよう管理する。

(2) 中国・東南アジアの模倣品対策は、現在は専ら商標権侵害による取締りである。しかし、知的財産権保護が浸透し、模倣業者の技術力が向上すれば、やがては商標権を侵害しない競合品が市場に食い込んでくると推定される。特許・意匠で製品を保護するためには従来以上に外国出願の重要性が高まるとともに、製造ノウハウを管理する体制を構築する必要がある。

(原稿受領日 2007年11月13日)